



令和4年度 あおもりの 農村整備



青森県

豊かで持続可能な 農業・農村の実現を目指して

青森県では、“農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる”との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付け、3つの目標（農林水産業が支える自然・景観・文化の保全・継承、持続可能で循環型の農林水産業の実現、地球環境問題への貢献）に沿った取組を展開し、本県が平成16年度から独自に取り組んでいる県政の重点施策である「攻めの農林水産業」を支える基盤づくりを推進しています。

この「攻めの農林水産業」を着実に推進するため、農業農村整備においては、「あおり水土里づくり推進プラン（2019年度～2023年度）」に基づき、「豊かで力強い農業により攻める」「農業・農村の安全・安心を守る」「魅力的で活力ある農村をつくる」の3つの柱の下に施策を展開しております。

具体的には、農作業の省力化と生産コストの低減を図る農地の大区画化や、高収益作物への転換を促進する水田の汎用化などの基盤整備を進めるとともに、農業・農村の安全・安心を守るため、老朽化した農業水利施設の長寿命化、耐震化などの防災・減災対策や農村生活環境の更新整備を推進し、「豊かで持続可能な農業・農村の実現」を目指しています。

○農山漁村の風景部門



「金魚が泳いだ五月の朝」

○人々の暮らし部門



「笑顔の空間」



整備された水田
十三湖地区（中泊町）



整備された排水機場
小田川南部地区（五所川原市）



整備された農道
高杉・貝沢地区（弘前市）

CONTENTS

1. 青森県の概要	1
(1) 位置・面積	1
(2) 地勢	1
(3) 気象	1
2. 青森県の農業・農村の概要	3
(1) 農業の状況	3
(2) 農家の状況	4
(3) 農地の状況	4
(4) 農地の整備状況	5
(5) 農村環境の整備状況	6
(6) 県の予算	7
3. 攻めの農林水産業の推進	10
4. 青森県農業農村整備の展開方向	12
(1) 趣旨	12
(2) 施策体系	12
(3) 具体的な方向性	13
5. 環境公共	21
(1) あおもり環境公共推進基本方針	21
(2) 「環境公共」の取組事例	23
(3) 「環境公共」の情報発信	24
(4) 「環境公共」を支える省力化技術	25
6. トピックス	26
7. 事業負担区分一覧	28
8. 組織図	33
9. 関係機関一覧	34

表紙写真（中央）：

ため池等整備事業により改修した農業用ため池
（太郎須田地区 横浜町）

1

青森県の概要

(1) 位置・面積

青森県は、本州の最北端に位置し、北は津軽海峡を隔てて北海道と相對し、東は太平洋、西は日本海に囲まれ、南は秋田県・岩手県に接しています。

青森市から東京都までは、鉄道距離（奥羽本線・東北新幹線）で約720kmとなり、これは東京都から岡山市（733km）までとほぼ同じ距離です。

また、東京までの移動時間は、鉄道では東北新幹線で約3時間、自動車では東北縦貫自動車道を使うと約8時間、飛行機では青森空港から約1時間となっています。

面積は、9,646km²(全国第8位)で全国の2.6%を占めていますが、人口密度は全国第41位となっており、我が国の中では広大で豊かな自然が残っている地域に属します。

(2) 地勢

地勢は、中央の奥羽山脈を境として、東部地域（通称県南地域）では、火山灰に覆われた台地や段丘が広く分布するのに対し、西部地域（通称津軽地域）では、広大な沖積低地と出羽山脈の延長にある山地が大部分を占めています。

また、中央山地、西部山地及び津軽半島の山地によって囲まれた岩木川流域は、肥沃な津軽平野、中央山地の北端には青森市を中心とした青森平野、下北半島の首部から十和田市、八戸市に及ぶ東部地域には丘陵地が形成されています。

このため、総合的な土壌生産力の強い耕地が多く、また、畑地は黒ボク土が大半を占め、特に東部地域ではこの有効土層が厚いため、根菜類に適しています。

(3) 気象

本州最北端にあるため、冷涼型の気候であり、短い夏と長い冬が特色です。また、山脈、半島、陸奥湾など複雑な地形や海流の関係で、同じ県内でも東部地域と西部地域では、その様相を異にしていることも特徴的です。

夏季は、北太平洋に発達する高気圧により、東部地域では春の終わりから夏にかけて偏東風（通称ヤマセ）が吹き込むため、低温の日が多く、冷害に見舞われやすい一方で、西部地域は一般的に気温が高く、比較的気象に恵まれています。

冬季は、大陸高気圧の影響により北西の季節風が卓越するため、西部地域は気候不良で多雪となりますが、東部地域は冷え込みが厳しいものの、西部地域に比べると晴天の日が多く、降雪量も少なくなっています。

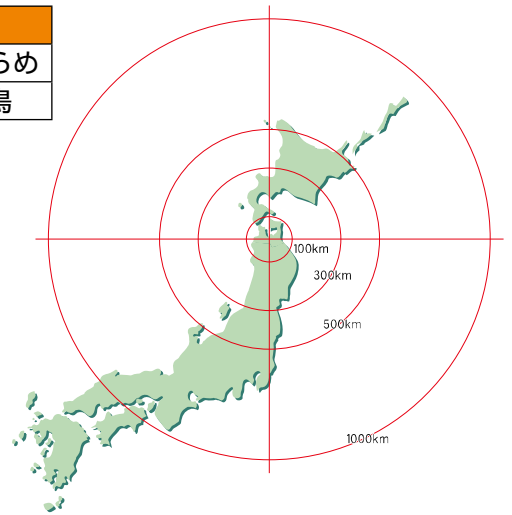
このため、西部地域は恵まれた気温や日照を生かしたりんごの産地となっており、東部地域は夏季冷涼な条件を生かした野菜生産や畜産が盛んに行われています。

青森県庁	
経度	140° 44' 24"
緯度	40° 49' 28"

青森県のシンボル	
県の花：りんご	県の魚：ひらめ
県の木：ヒバ	県の鳥：白鳥

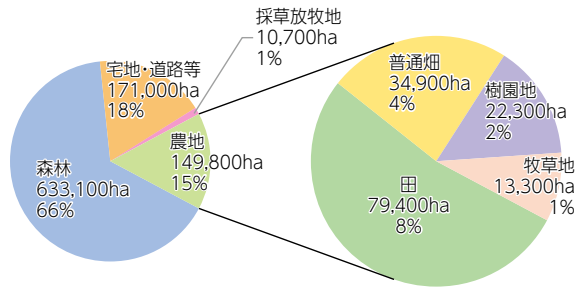
東端 (三戸郡階上町大字道仏字小舟渡地内)		西端 (西津軽郡深浦町大字深浦字久六)	
経度	141° 41' 00"	経度	139° 29' 49"
緯度	40° 27' 07"	緯度	40° 32' 03"

南端 (三戸郡田子町大字遠瀬地内)		北端 (下北郡大間町大字大間字弁天島)	
経度	141° 00' 46"	経度	140° 54' 42"
緯度	40° 13' 04"	緯度	41° 33' 22"



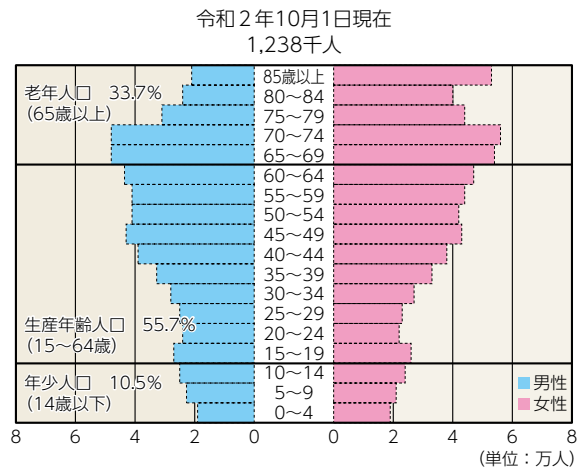
数字で見る青森県

● 土地利用面積 (R2)



資料：「青森県における農地の動き－令和2年版－」(県構造政策課)

● 人口 (R2)



資料：「人口推計」(総務省)

● 全国と比較した本県の各種数値と順位

項目	単位	青森県	全国	順位	調査年
総面積	km ²	9,646	377,976	8	R2
総人口	千人	1,238	126,146	31	R2
年齢別構成	0~14歳	10.5	11.9	46	R2
	15~64歳	55.7	59.5	32	R2
	65歳以上	33.7	28.6	7	R2
人口密度	人/km ²	129.2	338.3	41	R1
世帯数	万世帯	51	5,333	31	H27
就業者数	千人	626	58,919	30	H27
事業所数		59,069	5,578,975	31	H28
県(国)内総生産	十億円	4,374	548,367	—	H30
1人当たり県(国)民所得	千円	2,490	3,304	44	H29

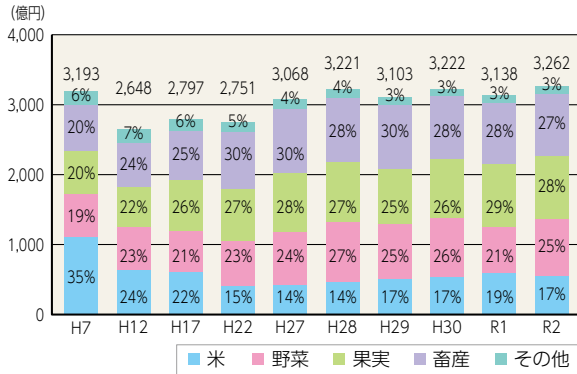
資料：「統計でみる都道府県のすがた 2022」(総務省統計局刊行)
「国勢調査」「経済センサス」「人口推計」(総務省)
「県民経済計算」(内閣府)

2

青森県の農業・農村の概要

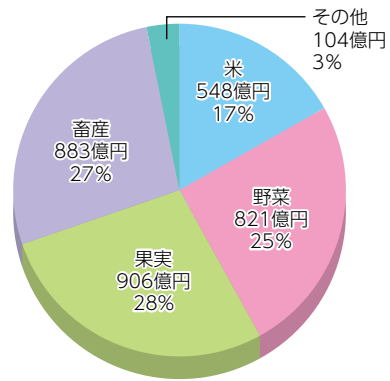
(1) 農業の状況

● 農業産出額の推移



資料：「生産農業所得統計」(農林水産省)

● 農業産出額の内訳 (R2)



資料：「生産農業所得統計」(農林水産省)

● 都道府県別の農業産出額 (R2)

順位	都道府県名	産出額 (億円)	農業産出額に占める生産農業所得の割合	備考
1	北海道	12,667	39.4% (14位)	青森県の農業産出額 ・東北17年連続1位 ・全国17年連続10位以内
2	鹿児島	4,772	29.7% (47位)	
3	茨城	4,417	36.4% (27位)	
4	千葉	3,853	33.6% (41位)	
5	熊本	3,407	43.9% (3位)	
6	宮崎	3,348	33.2% (45位)	
7	青森	3,262	37.1% (26位)	
8	愛知	2,893	38.4% (19位)	
9	栃木	2,875	39.0% (17位)	
10	岩手	2,741	35.5% (36位)	
13	山形	2,508	37.2% (25位)	
15	福島	2,508	36.2% (29位)	
17	宮城	1,932	37.8% (22位)	
18	秋田	1,898	33.2% (43位)	

資料：「生産農業所得統計」(農林水産省)

● 主な農業産出額と構成比 (R2)

順位	農産物	産出額 (億円)	構成比 (%)	備考
1	りんご	838	25.7	青森県の農業産出額計 3,262 億円
2	米	548	16.8	
3	豚	224	6.9	
4	ブロイラー	217	6.7	
5	鶏卵	179	5.5	
6	にんにく	147	4.5	
7	肉用牛	144	4.4	
8	やまのいも	138	4.2	
9	ごぼう	108	3.3	
10	生乳	83	2.5	

資料：「生産農業所得統計」(農林水産省)

● 食料自給率 (H30 確定値)

順位	都道府県名	カロリーベース (%)	備考
1	北海道	196	全国：37%
2	秋田	190	
3	山形	135	
4	青森	120	
5	新潟	107	
6	岩手	106	
7	佐賀	95	
8	鹿児島	79	
9	富山	78	
9	福島	78	

資料：農林水産省 HP より

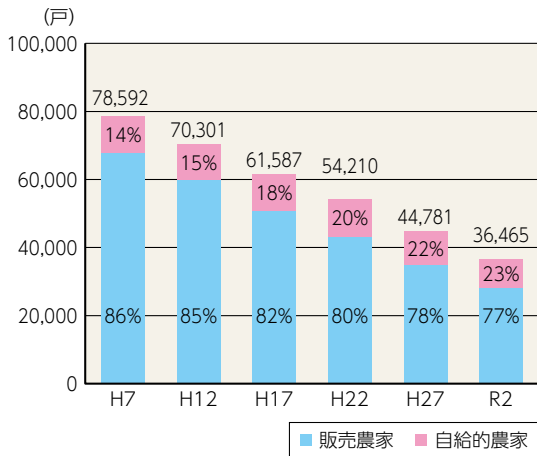
● 農産物の全国ランキング (R2)

項目	年次	順位	収穫量 (t)
にんにく	R2	第1位	14,300
ごぼう	R2		48,000
りんご	R2		463,000
あんず	H30		1,258
フサスグリ	H30		7.6
ながいも	R2	第2位	57,300
くるみ	H30		38
マルメロ	H30		11
なたね(子実用)	R2	398	
西洋なし	R2	第3位	1,940
だいこん	R2		115,700
かぶ	R2		6,840
プルーン	H30	127	
にんじん	R2	第4位	39,700
ネクタリン	H30		81
ヤマブドウ	H30		12.3
メロン	R2	第5位	10,400
すもも	R2		943

資料：「ピカイチデータ 数字で読む青森県 2021」(県統計分析課)
資料：「作物統計」(農林水産省)

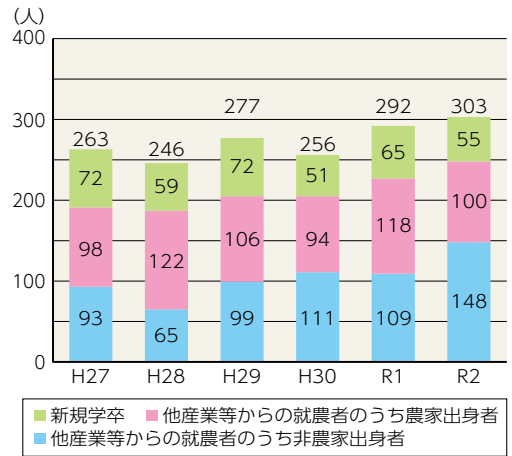
(2) 農家の状況

農家数 (販売農家・自給的農家)



資料：「農林業センサス」(農林水産省)

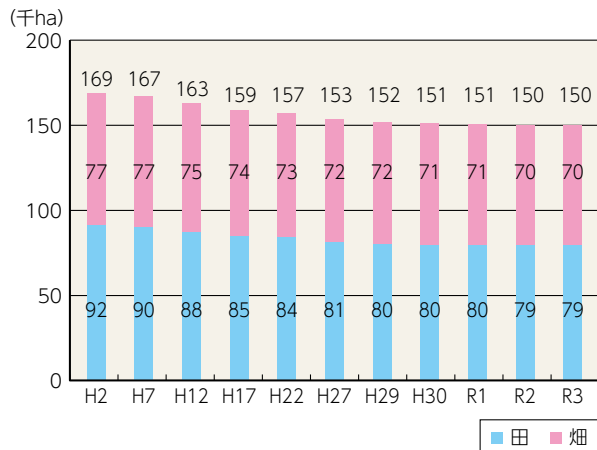
新規就農者数



資料：県構造政策課

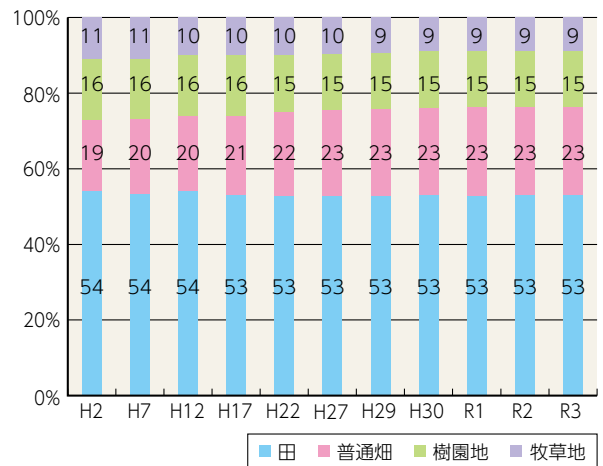
(3) 農地の状況

耕地面積



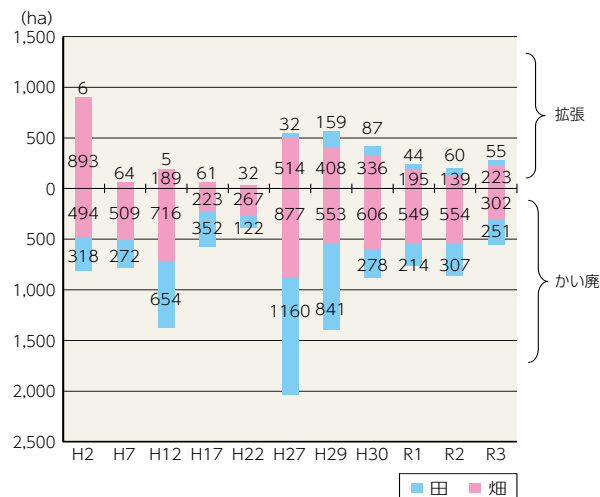
資料：「耕地及び作付面積統計」(農林水産省)

耕地種類別面積の構成比



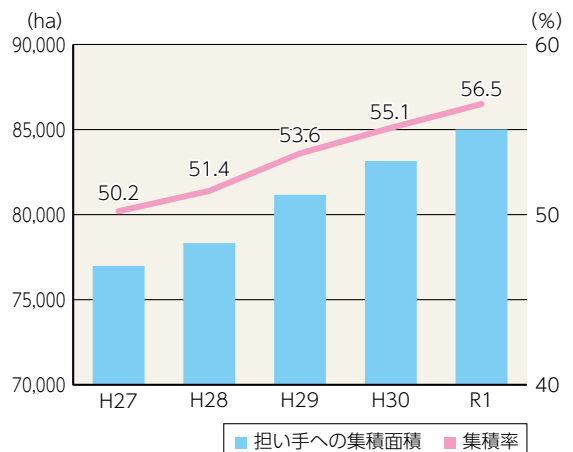
資料：「耕地及び作付面積統計」(農林水産省)

耕地の拡張・かい廃面積



資料：「耕地及び作付面積統計」(農林水産省)

担い手への農地の集積状況



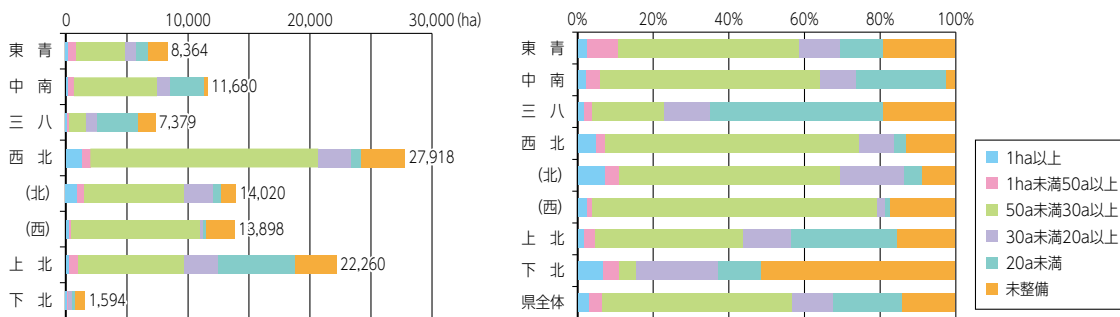
資料：県構造政策課

(4) 農地の整備状況

水田の整備状況 (管内別)

地域	水田面積 (ha)	整備済								未整備		
		標準区画30a程度以上 整備済							20a未満	面積 (ha)	面積 (ha)	率 (%)
		面積 (ha)	1ha以上	1ha未満 50a以上	50a未満 30a以上	30a未満 20a以上	20a以上 整備率					
東青	8,364	5,827	207	677	4,020	923	69.7%	940	6,766	1,598	19.1%	
中南	11,680	8,600	238	444	6,823	1,095	73.6%	2,817	11,417	262	2.2%	
三八	7,379	2,590	111	167	1,399	913	35.1%	3,384	5,974	1,405	19.0%	
西北	27,918	23,446	1,329	696	18,748	2,672	84.0%	894	24,341	3,577	12.8%	
(北)	14,020	12,143	1,005	523	8,198	2,418	86.6%	675	12,818	1,202	8.6%	
(西)	13,898	11,303	325	174	10,551	255	81.3%	220	11,523	2,375	17.1%	
上北	22,260	12,571	318	702	8,727	2,824	56.5%	6,288	18,858	3,402	15.3%	
下北	1,594	594	108	64	74	349	37.3%	180	774	820	51.4%	
合計	79,200	53,627	2,311	2,750	39,791	8,776	67.7%	14,504	68,131	11,063	14.0%	

注) 1. 整備済面積は、令和元年度までの「東北農政局調べ」面積に、令和2年及び令和3年の整備面積を合算したものの。 資料：県農村整備課
 2. 水田面積は「耕地及び作付面積統計」(農林水産省)による。
 3. 数値は四捨五入しており、地域値の計が合計値と一致しないことがある。



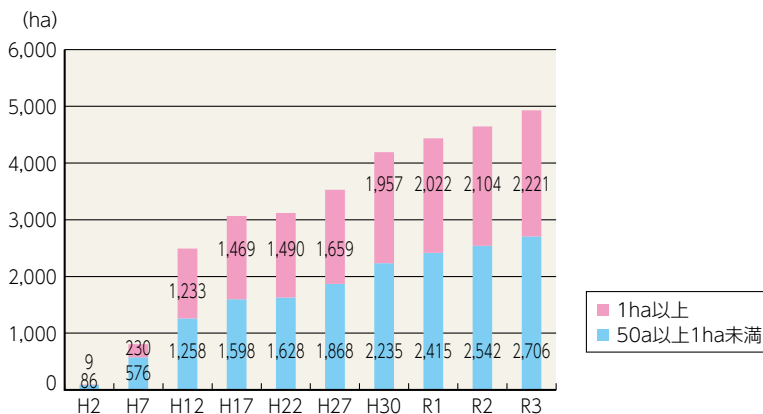
大区画水田の整備状況 (50a以上)

年度別整備実績 (H2～R3)

区分	H2～H22まで	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	計
50a以上1ha未満	1,628	51	46	59	54	30	102	113	152	180	127	164	2,706
1ha以上	1,490	79	59	26	1	4	95	97	106	65	81	118	2,221
計	3,118	130	105.1	85.3	55	34	197	210	258	246	208	282	4,927

資料：県農村整備課

年度別累計 (H2～R3)



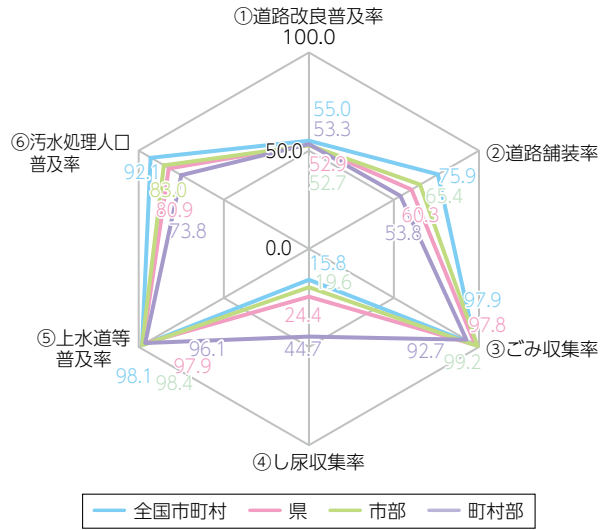
注) 1. 整備済面積は「第2次水田整備状況調査(平成元年3月31日)」における整備済面積に平成元年度～令和3年度までの整備実績を加算したもので、整備済地域のかい廃は考慮していない。
 2. 上記、「水田の整備状況(管内別)」とは調査方法が異なるため、接続しない。

(5) 農村環境の整備状況

市部と町村部の生活環境施設の整備状況

単位：％

区分	①道路改良普及率	②道路舗装率	③ごみ収集率
全国市町村	55.0	75.9	97.9
県	52.9	60.3	97.8
市部	52.7	65.4	99.2
町村部	53.3	53.8	92.7
区分	④し尿収集率	⑤上水道等普及率	⑥汚水処理人口普及率
全国市町村	15.8	98.1	92.1
県	24.4	97.9	80.9
市部	19.6	98.4	83.0
町村部	44.7	96.1	73.8



資料：①②③④「公共施設状況調（平成17年度）」総務省自治財務調査課

⑤「令和2年度版青森県の水道」県保健衛生課

⑥「令和2年度末青森県汚水処理人口普及率」県都市計画課

集落基盤整備事業と農業集落排水事業の実施状況

■ 令和3年度までの集落基盤整備事業実施市町村

● 令和3年度までの農業集落排水事業実施市町村

集落基盤整備事業

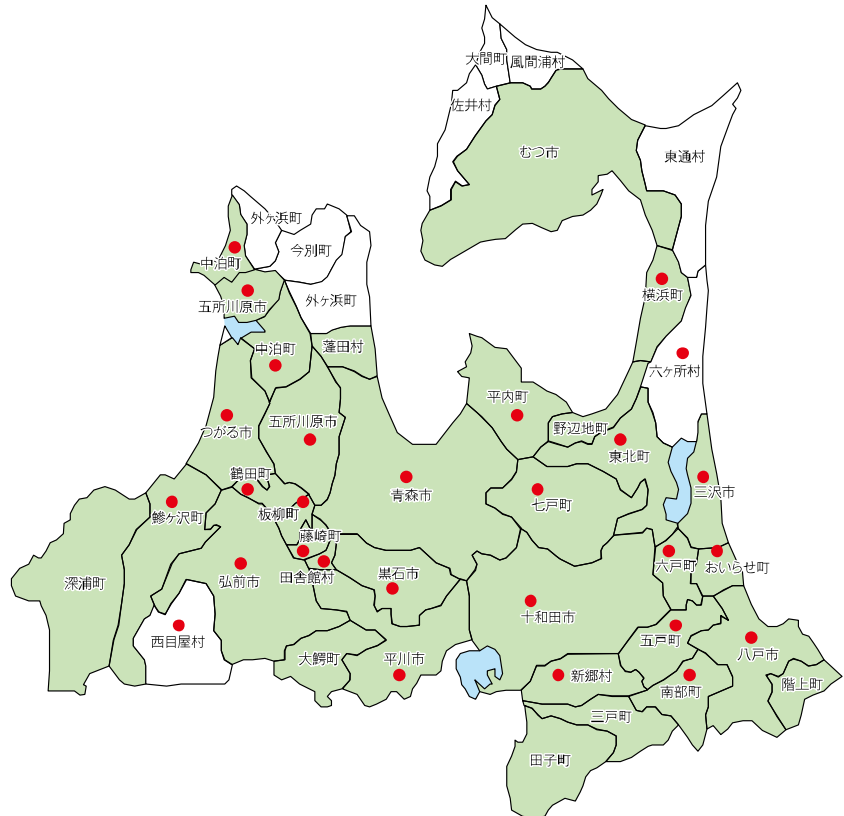
項目	数値
実施市町村数	32
完了地区数	106

(令和4年3月31日現在)

農業集落排水事業

項目	数値
実施市町村数	26
実施地区数	149
完了地区数	146

(令和4年3月31日現在)

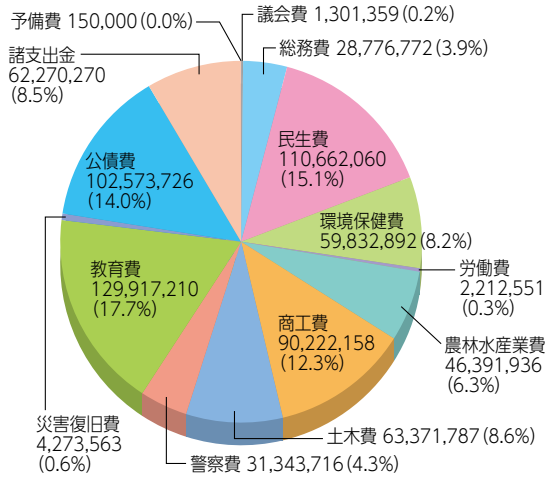


※完了地区には、農村総合モデル事業（昭和49年度～平成7年度）、農村総合整備事業（平成7年度～平成18年度）、農村振興総合整備事業（平成13年度～平成22年度）の完了地区数を含む。

(6) 県の予算

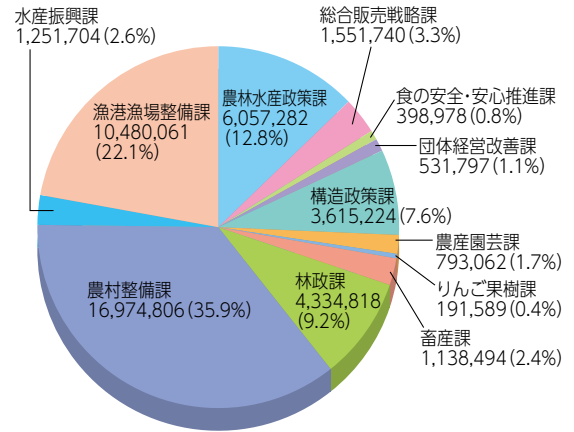
令和4年度 県予算

(一般会計：733,300,000千円)



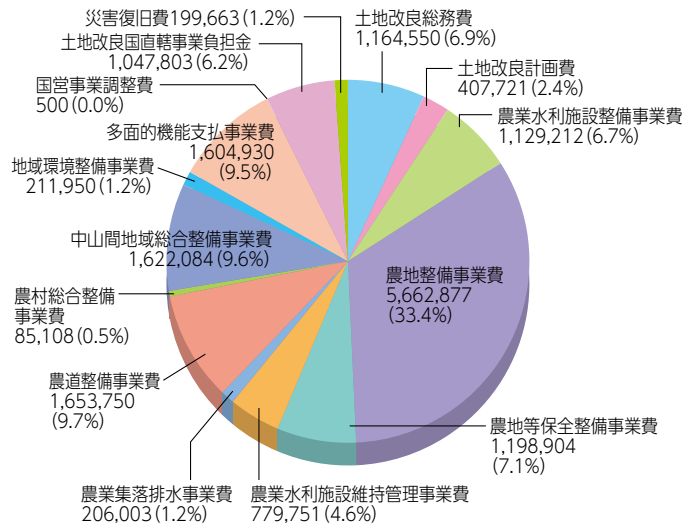
令和4年度 農林水産部予算

(一般会計：47,319,555千円)



令和4年度 農業農村整備事業予算

(県予算：16,974,806千円)



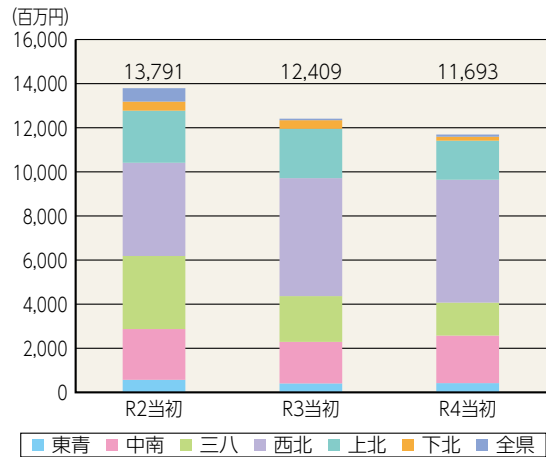
● 一般公共事業費の推移 (県予算ベース)

単位：百万円

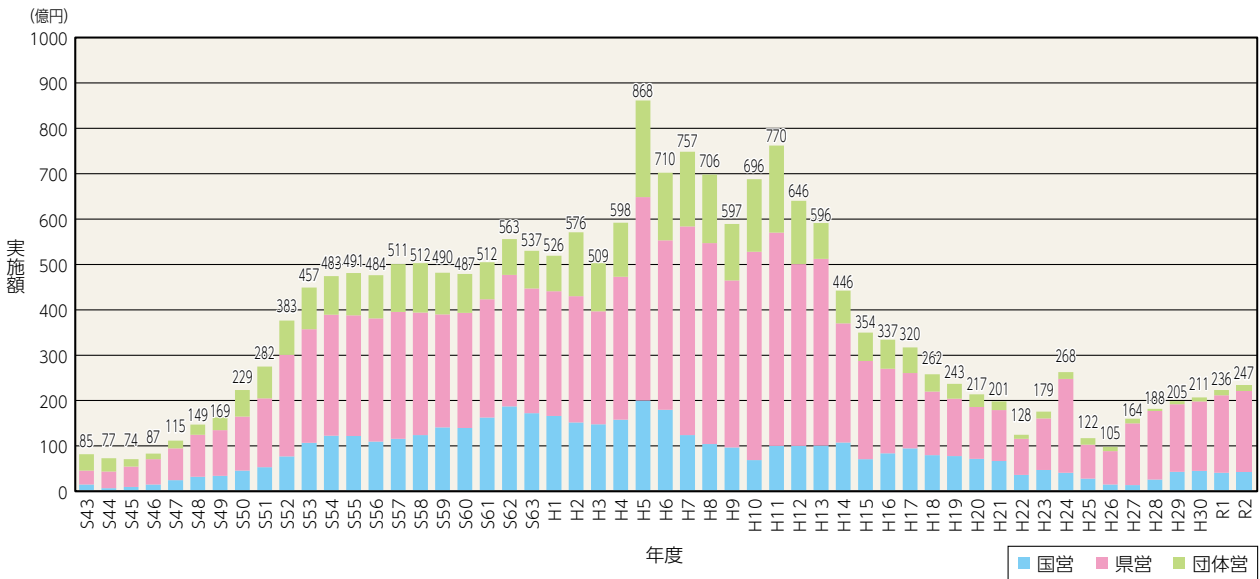
管内	R2当初	R3当初	R4当初	R4/R3
東青	572	408	420	103%
中南	2,299	1,883	2,159	115%
三八	3,315	2,073	1,491	72%
西北	4,225	5,352	5,572	104%
上北	2,364	2,238	1,770	79%
下北	411	388	180	46%
全県	605	67	102	152%
計	13,791	12,409	11,693	94%

※一般公共事業費は、P7の令和4年度農業農村整備事業予算の内数

※全県の事業費は、「ストマネ(機能診断)」、「合理化(資産評価整備)」、「ため池(詳細調査)」、「維持管理適正化事業」などの事業費からなる。



● 農業農村整備事業実施額の推移



令和4年度 農業農村整備事業 総括表

国営事業一覧

単位：千円

事業名	地区数	総事業費	R3年度まで	R4年度
かんがい排水事業	2	51,432,000	8,949,938	2,002,000
総合農地防災事業	1	10,598,000	8,452,906	1,170,000
国営事業 計	3	62,030,000	17,402,844	3,172,000

県営事業一覧

単位：千円

事業名	地区数	総事業費	R3年度まで	R4年度
基幹水利施設ストックマネジメント事業	5	1,501,000	610,100	297,328
畑地帯総合整備事業	1	859,000	40,000	57,000
経営体育成基盤整備事業	18	49,362,400	29,160,394	3,180,966
農地中間管理機構関連農地整備事業	7	6,471,000	753,475	369,876
農地耕作条件改善事業	5	361,000	83,000	114,000
農業水路等長寿命化・防災減災事業	14	4,674,800	1,133,626	1,004,274
農業水利施設保全合理化事業	7	6,029,000	3,357,765	721,115
防災ダム事業	7	5,412,000	2,868,900	346,000
ため池等整備事業	24	8,337,000	2,709,300	541,500
農業用河川工作物応急対策事業	6	1,217,500	805,770	109,014
海岸保全施設整備事業	1	1,475,000	1,357,404	117,596
広域営農団地農道整備事業	1	3,505,000	3,217,000	288,000
通作条件整備事業	22	12,472,300	6,688,423	1,287,000
集落基盤整備事業	2	1,515,800	1,434,744	81,056
中山間地域総合整備事業	9	15,347,790	9,749,593	915,000
農業水利施設魚道整備促進事業	3	648,000	0	109,000
県営事業 計	132	119,188,590	63,969,494	9,538,725

団体営事業一覧

単位：千円

事業名	地区数	総事業費	R3年度まで	R4年度
団体営農業集落排水事業	3	3,778,014	3,348,038	198,000
団体営農地耕作条件改善事業	5	1,079,582	342,291	604,809
団体営小水力活用農村活性化発電施設整備事業	1	406,000	211,000	195,000
団体営ため池等整備事業	1	10,000	0	10,000
団体営事業 計	10	5,273,596	3,901,329	1,007,809

県営・団体営事業の合計

単位：千円

県営・団体営事業 合計	142	124,462,186	67,870,823	10,546,534
--------------------	------------	--------------------	-------------------	-------------------

※事業費はR4年度当初予算で、事務経費（工事雑費＋事務費）を除く。

3

攻めの農林水産業の推進

「攻めの農林水産業推進基本方針」(期間:2019年度~2023年度)

青森県の農林水産業は、人口減少の進行に伴う労働力不足や地域コミュニティの衰退、国内市場の縮小や消費構造の変化など様々な課題に直面しています。さらに世界に目を向けると、TPP11（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）や日EU・EPAをはじめとする経済のグローバル化の影響により、国境を越えた産地間競争の激化が懸念されます。

一方、このような厳しい環境の中でも、AIやIoTなど先端技術の進展のほか、消費者の食に対する健康志向の高まりや、農山漁村の持つ価値の再認識によるいわゆる田園回帰、さらに、海外における日本食ブームの広がりなど、追い風となる動きもみられます。

このため、これまで15年間の「攻めの農林水産業」の成果を基に、生産者や関係団体と目標や戦略を共有して、本県の強みを生かしながら果敢にチャレンジすることにより、農林水産業を持続的に成長させるとともに、誰もが安心して暮らせる農山漁村づくりを進める今後5年間の新たな方針を策定し、継続的に取り組んでいくこととしています。

基本理念の継続

消費者起点



取り巻く環境の変化

- 人口の減少・高齢化の進行
- 経済のグローバル化の進展
- 世界における食関連市場の拡大
- 消費構造やニーズの変化
- 高度情報化と技術革新の進展
- 農山漁村への新しいひとの流れ
- 様々な危機事象の発生
- SDGsの理念を踏まえた施策の展開

施策の展開方向

農林水産業の収益力強化

生産性向上や、販売強化、交流人口の拡大、新たなビジネス創出などを図るためのイノベーションを起こし、そこで生まれた収入を地域経済の中で回す。



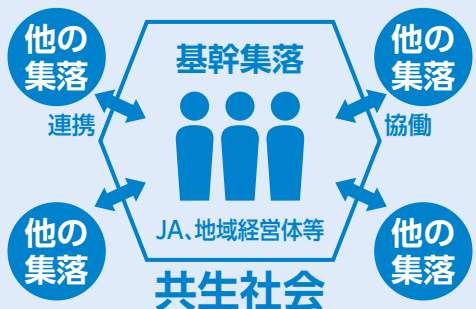
経済的基盤に
裏打ちされた
地域づくり



地域の
共助・共存が
経済成長を
下支え

共助・共存の農山漁村づくり

集落を支える多様な経営体の育成のほか、労働力確保や、コミュニティ機能の維持等、地域課題に取り組むソーシャルビジネスの創出等により共助・共存の仕組みをつくる。



農林水産業の収益力強化

今後、人口減少や経済のグローバル化が加速していく中では、従来の取組の単なる延長では、産地の維持が困難となるおそれがあります。このため、生産、流通、販売の各段階で、新たな技術や仕組みなどを取り入れたイノベーションを起こし、そこで生まれた収入を地域経済の中でしっかりと回していく「経済を回す」仕組みづくりに取り組んでいきます。

具体的には、外食・中食などの成長分野への商品提案、労働負担軽減につながるAIやIoTなど先端技術の導入、インバウンドも取り込んだグリーン・ツーリズムの推進など、各主体が創意工夫しながら収益性を高める取組を実施し、「農林水産業の収益力強化」を推進します。

これらの取組により、これまでに経験したことのない変化の中にあっても、農林水産業の持続的な成長を図っていきます。

共助・共存の農山漁村づくり

人口減少対策として、集落などの地域を一つの会社や家族と見立てて、地域全体の経済や暮らしを守っていく「地域経営」の仕組みづくりを進め、その中核となる集落営農組織や農業法人などの「地域経営体」を育成してきました。

今後は、これまでの6次産業化や新規作物の導入等による経営発展に主力をおいた取組に加え、地域の課題解決に結び付く施策を強化していきます。

具体的には、集落を支える多様な経営体の育成などの取組を充実強化するとともに、労働力確保や、コミュニティ機能の維持などの地域課題に取り組むソーシャルビジネスの創出等により、共助・共存の仕組みづくりを推進します。

また、引き続き、農林水産業の多面的機能の発揮や、災害や家畜伝染病などの危機に備えるリスク管理体制の強化を図ります。これらの取組を通じて「青森県型地域共生社会」の実現につなげていきます。

第4次「攻めの農林水産業」では、農林水産業の持続的な成長と共生社会の実現に向け、「販売力強化」、「生産力向上」、「環境・生産基盤保全」、「農山漁村振興」、「人財育成」の5本柱で施策を展開していきます。

施策体系

①販売力強化 消費動向の変化を見据えた販売戦略の展開

②生産力向上 労働力不足の克服と安全・安心・高品質生産

- 国内外の競争を勝ち抜く産地力強化
- 労働力不足に対応した生産体制の強化

③環境・生産基盤保全 山・川・海をつなぐ「水循環システム」の再生・保全

- 農林水産業の基礎となる「安全・安心な水資源」の確保
- 豊かな地域資源を未来に引き継ぐ環境公共の推進

④農山漁村振興 連携・協働・交流による活力ある農山漁村づくり

⑤人財育成 農林水産業の成長と共生社会を支える人財育成

- 生産基盤の有効活用と組織の体質強化

注) ■印は農業農村整備の関連施策

農林水産業の持続的な成長と共生社会の実現

4

青森県農業農村整備の展開方向

(1) 趣 旨

農業農村整備は、農地、農業用排水路などの農業生産基盤や農村生活環境基盤を整備し、適切に維持管理することにより、安定的な食料の生産・供給のみならず、自然環境や県土の保全、美しい農村景観の形成などに貢献してきました。

しかし、本県の農林水産業は、人口減少の進行に伴う労働力不足や地域コミュニティの衰退など様々な課題に直面しています。

こうした情勢の変化に的確に対応し、本県の農業・農村の持続的な発展に向けた農業農村整備の展開方向を明らかにするため、「あおり水土里づくり推進プラン（期間：2019年度～2023年度）」を策定しました。本プランでは、「攻めの農林水産業」の強力かつ着実な推進に資するため、「豊かで力強い農業により攻める」、「農業・農村の安全・安心を守る」、「魅力的で活力ある農村をつくる」を柱に施策を展開し、「豊かで持続可能な農業・農村の実現」を目指します。

「豊かで力強い農業により攻める」

担い手が活躍する強い農業基盤づくりとして、農作業の省力化と生産コストの低減を図る農地の大区画化や稲作農業から野菜などの高収益作物への転換を可能とする水田の汎用化・畑地化などの基盤整備により担い手の所得向上を図るとともに、農地中間管理機構とも連携した担い手への農地の集積・集約化を推進します。

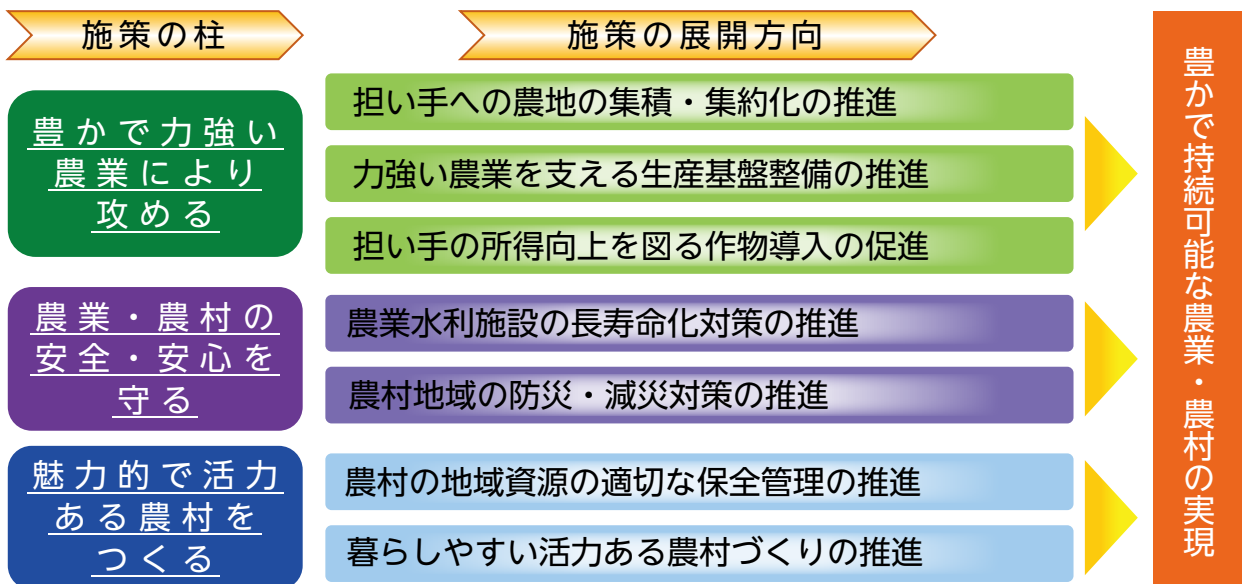
「農業・農村の安全・安心を守る」

農村地域の安全・安心を守るため、老朽化した農業水利施設の長寿命化対策や、ため池などの耐震化や集中豪雨等による農村地域の洪水被害を防止する取組により、農村地域の防災・減災対策を推進します。

「魅力的で活力ある農村をつくる」

農業・農村の多面的機能の発揮に向けて、農村の地域資源の適切な保全管理を推進します。また、農村生活環境の更新整備などの取組により、暮らしやすい活力ある農村づくりを推進します。

(2) 施策体系



(3) 具体的な方向性

(1) 「豊かで力強い農業により攻める」

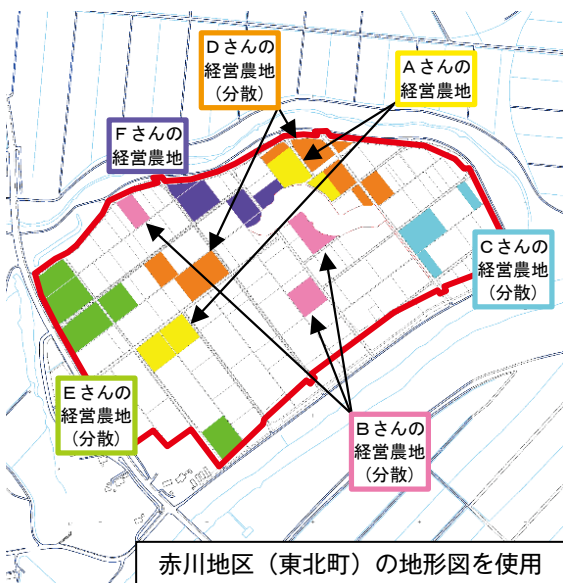
ア 担い手への農地の集積・集約化の推進

ア) 取組内容

県内農業の競争力強化を図るためには、担い手の経営規模を更に拡大し、効率的な営農を実現していくことが必要です。

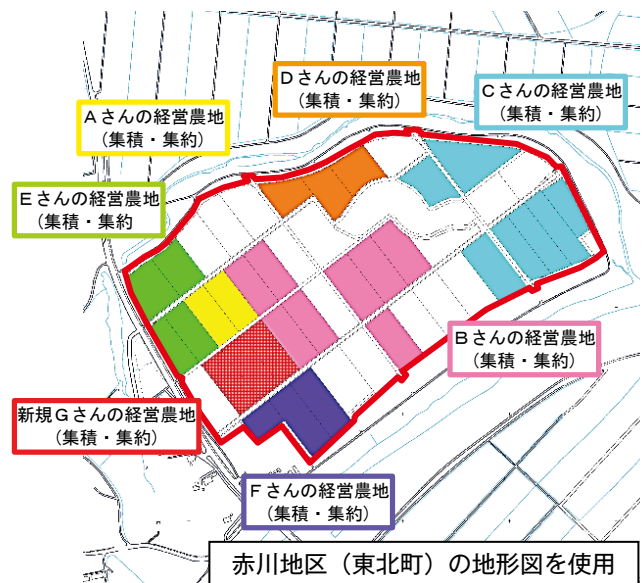
このため、ほ場整備などの基盤整備を実施し、これを契機とした農地中間管理事業との連携等により担い手に対し面的なまとまりのある農地の利用集積を促進します。

基盤整備前のイメージ



担い手の経営 (所有・貸借・作業受託) する農地が分散しており、非効率的な営農を強いられています。

基盤整備後のイメージ



基盤整備を契機として、担い手の経営する農地が集積・集約され、効率的な営農が実現されます。

イ) 主な事業や取組

- 経営体育成基盤整備事業
- 農地中間管理機構関連農地整備事業
- 農地耕作条件改善事業
- 農業水利施設保全合理化事業 など



整備前

経営体育成基盤整備事業



整備後

あかがわ
赤川地区 (東北町)

イ 力強い農業を支える生産基盤整備の推進

ア) 取組内容

農作業の省力化と生産コストの低減を図る農地の大区画化や、高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進する水田の汎用化・畑地化を推進します。

また、畑地や樹園地において、高品質な野菜・果樹の拡大を促進するため、畑地かんがい施設の導入や排水改良等を推進します。

農産物輸送の効率化を実現するほか、災害時の避難路や輸送路としての役割を担う基幹的な農道について、長寿命化や耐震化対策などの整備を推進します。

イ) 主な事業や取組

- 経営体育成基盤整備事業
- 畑地帯総合整備事業
- 農地耕作条件改善事業
- 通作条件整備事業 など



経営体育成基盤整備事業
じゅうさんこき
十三湖1期地区（中泊町）



農地耕作条件改善事業
にしつがるちよだ
西津軽千代田地区（つがる市）



整備前



整備後

通作条件整備事業 じぞうたい
地蔵平地区（五戸町）

ウ 担い手の所得向上を図る作物導入の促進

ア 取組内容

水田の畑地化や畑作物に軸足を置いた汎用化のため、排水改良等の基盤整備を推進し、高収益作物の導入を促進します。

ほ場整備の計画段階から指導機関を含む事業推進協議会を地区毎に設置し、基盤整備と営農の両面において、地域の合意形成を図りながら、事業を推進していきます。

栽培意欲のある生産者と指導機関が一体となって、先進地の成功事例を取り込むとともに、実需者と連携しながら、高収益作物を中心とした攻める農業を推進します。

●高収益作物の栽培振興への取組

大間町の新釜地区では、中山間地域総合整備事業で区画整理されたほ場において、じゃがいもの伝統品種「オコッペいもっこ」の本格作付けに向けた試験栽培を行っているほか、にんにくの作付けも併せて行うこととしており、これら試験栽培に当たり、中山間地域ふるさと活性化事業を活用して、種子や肥料の購入等に対する支援を行っています。

また、つがる市の西津軽繁田地区では、農地耕作条件改善事業を活用して、水田の区画拡大や暗渠排水などの基盤整備を行うとともに、たまねぎやブロッコリー、にんにくなどを導入するため、苗の購入や農業機械のリースに対する支援を行っており、今後も高収益作物の栽培に取り組むこととしています。

イ 主な事業や取組

- 経営体育成基盤整備事業
- 農地耕作条件改善事業
- 農地中間管理機構関連農地整備事業
- 中山間地域ふるさと活性化事業 など



種芋の植付作業の様子



じゃがいも収穫作業の様子



にんにく収穫作業の様子



ブロッコリー収穫作業の様子

(2) 「農業・農村の安全・安心を守る」

ア 農業水利施設の長寿化対策の推進

ア) 取組内容

県内には、県営事業で造成した受益面積 100ha 以上の基幹的農業水利施設が 383 施設あります。内訳は、水路が 299 路線、ダム・頭首工・揚水機場等が 84 箇所となっています。

しかし、これらの施設は昭和 30～40 年代の築造が多く、耐用年数の経過や老朽化の進行により、安定的な農業用水の確保に支障を来しています。

このため、既存ストックの有効活用の観点から、適切な機能診断と予防保全対策により農業水利施設の長寿命化を図り、これらのライフサイクルコスト（建設・維持管理等にかかるすべてのコスト）の低減を通じて、時代の要請に対応する効率的な更新整備や保全管理を推進します。

イ) 主な事業や取組

- 基幹水利施設ストックマネジメント事業
- 農業水利施設保全合理化事業
- 農業水路等長寿命化・防災減災事業 など



整備前
農業水利施設保全合理化事業



整備後
ひらかわだいいち
平川第一地区（弘前市ほか）



整備前
農業水利施設保全合理化事業



整備後
おだかわなんぶ
小田川南部地区（五所川原市）

イ 農村地域の防災・減災対策の推進

ア) 取組内容

自然災害から農地及び農村地域の住民の生命・財産を守るとともに県土を保全し、安全・安心な農村づくりのため、農業水利施設の耐震化や洪水被害防止対策など農村の防災・減災対策を推進します。

特に、農業用ため池については、本県におけるため池の安全・安心力を高める実行計画として平成30年3月に策定した「青森県ため池の安全・安心力アップ中期プラン」に基づき、優先度の高いため池から計画的にソフトとハードを組み合わせた対策を講じています。

また、下流に被害を与えるおそれがある防災重点農業用ため池の決壊に伴う災害から国民の生命や財産を保護するため、防災工事等を集中的かつ計画的に推進することを目的とした「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が令和2年10月に施行されたところです。

今後は、徹底した管理や点検、ハザードマップの地域住民への周知、防災関係機関との連携などのソフト対策をため池の防災・減災対策の中心としつつ、同法の期限である令和12年度までに、必要なため池のハード対策を計画的に進めていくこととしています。

イ) 主な事業や取組

- ため池等整備事業
- 農業用河川工作物応急対策事業
- 防災ダム事業
- 農業水路等長寿命化・防災減災事業 など



整備前



整備後

ため池等整備事業 太郎須田地区（横浜町）



整備前



整備後

ため池等整備事業 三川目地区（新郷村）

(3) 「魅力的で活力ある農村をつくる」

ア 農村の地域資源の適切な保全管理の推進

ア) 取組内容

●農村協働力を活かした農村の地域資源の保全管理の推進

農業者や地域住民等の多様な主体で構成された活動組織による、農地法面の草刈りや農業用排水路の泥上げ、りんご樹園地周辺の農道の除排雪などの地域資源の基礎的保全活動を支援します。

農業者や地域住民等で構成された活動組織による農村環境保全活動（資源向上支払）への支援や、農地周りの農業用排水路などの補修・更新等を計画的に行う施設の長寿命化のための活動（資源向上支払）を支援します。

また、構成員の高齢化等に伴い、活動の継続が危惧されていることから、次代を担う人財の育成を行うとともに、組織の合併や広域化を促進します。

●中山間地域等の条件不利地域(傾斜地等)と平地とのコスト差(生産費)を支援

中山間地域等では、高齢化が進む中で平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利なことから、担い手の減少や耕作放棄の増加などにより、農業・農村が有する多面的機能（水源かん養や洪水防止、安らぎの場の提供など）の低下が心配されています。

中山間地域等直接支払制度は、中山間地域等で農地を耕作している農業者等に交付金を直接支払い、農業生産の維持を通じて多面的機能を確保する取組であり、集落協定や個別協定に基づいて行われる農業生産活動や多面的機能の維持につながる活動などを支援します。

イ) 主な事業や取組

●多面的機能支払交付金

●中山間地域等直接支払交付金 など

〈県内の取組状況〉

管内	農地維持支払	資源向上支払	中山間地域等直接支払
	交付対象面積 (ha)	交付対象面積 (ha)	交付対象面積 (ha)
東青	4,396	4,007	498
中南	7,771	7,771	3,067
三八	1,668	1,114	2,729
西北	21,167	18,787	1,652
上北	8,441	6,893	818
下北	162	0	4
合計	43,605	38,572	8,767

※令和4年度計画

農村地域資源の維持・保全活動（農地維持支払）



農地法面の草刈り
とさ
土佐保全会（五所川原市）



農道の砂利敷き
みずがさわ
水ヶ沢農地保全の会（平内町）

農村環境保全活動（資源向上支払）



植栽活動
ながしな
長科地域水土里保全隊（蓬田村）

農村地域資源の長寿命化（資源向上支払）



水路の更新
なんばいまつ
苗生松みどり会（平川市）

農業生産活動（中山間地域等直接支払）



農業用ドローンによる薬剤散布
はらいいとよ
原飯豊集落協定（田子町）



用水路の清掃
へびうら
蛇浦集落協定（風間浦村）

多面的機能を増進する活動（中山間地域等直接支払）



農作業体験受入れ
にいだて
新館集落協定（平川市）



生態系の保全
おおはた
大畑集落協定（新郷村）

イ 暮らしやすい活力ある農村づくりの推進

ア) 取組内容

生活基盤の機能も併せ持つ農道等の機能維持や、農業集落排水施設の点検診断等を適切に行い、老朽化対策等を効率的に推進します。

生態系の保全・再生に配慮した水路整備等による多面的機能の増進を図ります。

イ) 主な事業や取組

- 集落基盤整備事業
- 中山間地域総合整備事業
- 農業集落排水事業
- 農業水利施設魚道整備促進事業 など



整備前

集落基盤整備事業



整備後

ひろさきちゅうおう
弘前中央地区（弘前市）



整備前

中山間地域総合整備事業



整備後

しちのへ
七戸地区（七戸町）

5

環境公共

(1) あおもり環境公共推進基本方針

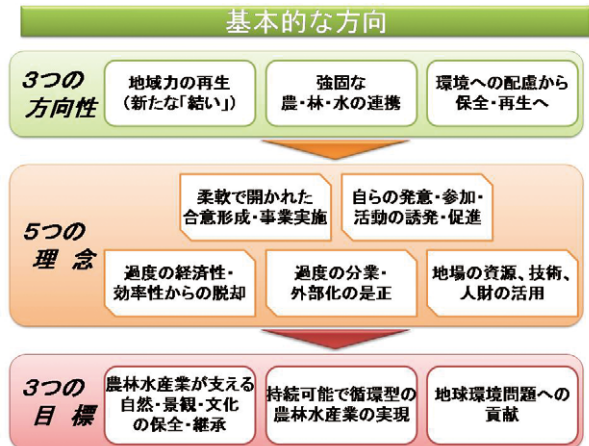
農山漁村では、自立した農林水産業が営まれ、地域コミュニティが存続することによって、豊かな自然や美しい景観、伝統的な風習や文化など、かけがえのない地域資源を将来に引き継いでいくことが可能となります。

このため、青森県では、“農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる”との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付け、推進しています。

平成20年2月に作成した「あおもり環境公共推進基本方針」では、「環境公共」の実施に当たって、農林漁業者をはじめ、地域住民やNPO、企業、行政など多様な主体が共有すべき事項として、3つの方向性、5つの理念、3つの目標を示しています。



「環境公共」の概念



「環境公共」の基本的方向



「環境公共」の基本的方向
(地域力の再生 (新たな「結い」))

- 「環境公共」の実施を契機とし、公共事業のプロセスに、農林漁業者はもとより、地域の人々などの参加を促進
- 自ら行えることは自ら実施していきることにより、地域力の再生 (新たな「結い」) を実現

(2) 「環境公共」の取組事例

～ 農業・農村の魅力を子供たちへ～

(アグリタプコピア地区、田子町)

令和3年8月5日、町の全域を対象にアグリタプコピア地区中山間地域総合整備事業を実施中の田子町では、農業・農村の魅力を地元の子供たちへ伝えることを目的に「たっこ魅力探検隊」を開催しました。当日は、町内3つの小学校から6年生21名が参加し、県民局や田子町土地改良区などの協力を得ながら、原・飯豊地区のほ場整備事業や「環境公共」等について学習しました。この様子は、同町のケーブルテレビや広報誌でも紹介され、子供たちは自分が暮らしている町の魅力を再認識していました。

田子町では、町の未来を担う子供たちのため、今後もこの活動を継続していくこととしています。



ほ場整備事業の学習



用水路の流速測定



広報たっこ 10月号表紙

～ 地域の自然環境を守る～

(小田川南部地区、五所川原市)

令和3年7月2日、農業水利施設保全合理化事業を実施中の小田川南部地区（五所川原市）では、多面的機能支払交付金の活動組織やいずみ小学校、旧十川漁業協同組合等が構成員となっている飯詰地区環境公共推進協議会主催による生き物調査を実施しました。

当日は、いずみ小学校の4年生14名が参加し、飯詰川の水質やどのような生き物が生息しているかなどを学習しました。

本協議会では、子どもたちが身近な自然環境に触れ、それを守っていくことの大切さを学んでもらうため、今後も、この活動を継続していくこととしています。



生き物調査



水質調査



記念撮影

(3) 「環境公共」の情報発信

青森県の将来を担う子どもたち、消費者であるその親たちを対象に、平成29年度から環境公共推進プロジェクトとして、農・林・水・畜連携のもと、各地域県民局で「食」や「農」に関する体験学習を実施しています。

令和3年度は新型コロナの影響により、中南地域では中止となりましたが、それ以外の地域については、規模を縮小するなど工夫しながら実施しました。



〈R3年度環境公共推進プロジェクト一覧〉

番号	開催日	開催場所	参加者	番号	開催日	開催場所	参加者
①	6/23(水)	青森市	18名	②	8/26(木)	新郷村	13名
《ふるさと水土里ふれあいの旅 2021》 ・農業水利施設の見学 ・生き物観察会 ・環境公共の学習等 				《緑の少年団ミニ森林教室》 ・木工体験 ・環境公共の学習等 			
③	10/21(木)	中泊町	25名	④	10/28(木)	七戸町	51名
《「山川海の恵みに感謝！」水と大地の探検隊》 ・芦野頭首工見学 ・自動給水栓見学 ・生き物観察 ・山・川・海を繋ぐ水循環の学習 				《農業水利施設の学習会》 ・天間ダム、早川用水路の見学 ・環境公共の学習等 			
⑤	7/27(火)	むつ市	27名				
《緑の少年団交流集会》 ・森林クイズ ・木工体験 ・環境公共の学習等 				 地域づくりの新しいかたち 環境公共 環境に貢献する農林水産公共事業			

(4) 「環境公共」を支える省力化技術

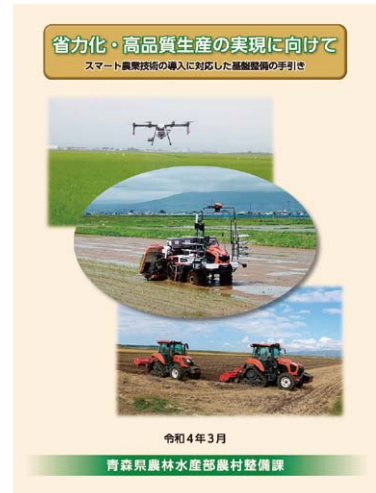
スマート農業技術の導入に対応した基盤整備の手引きについて(R2～R3)

青森県の基幹的農業従事者数は、平成27年からの5年間で約2割減少し、そのうち65歳以上が約6割以上を占めるなど、人口減少と高齢化の進行が顕著であり、労働力不足への対応が喫緊の課題となっています。

このような中、農作業の負担を軽減するとともに、限られた作付け期間の中で、一人当たりの作業可能面積を拡大し、安全かつ高精度の農作業が可能となる自動走行農機のほか、自動水管理システムやドローンなどの様々なスマート農業技術が各種実証試験を経て、本格的な実用段階を迎えつつあります。

これら先端技術の導入、利用を促進するとともに、その能力を最大限に発揮できるよう、スマート農業技術に対応した基盤整備を推進していくことが重要です。

本手引きは、スマート農業技術の種類とその効果を取りまとめるとともに、水田地域におけるスマート農業技術の導入に対応した新たな基盤整備（2ha区画）とその省力化効果などについて紹介しています。



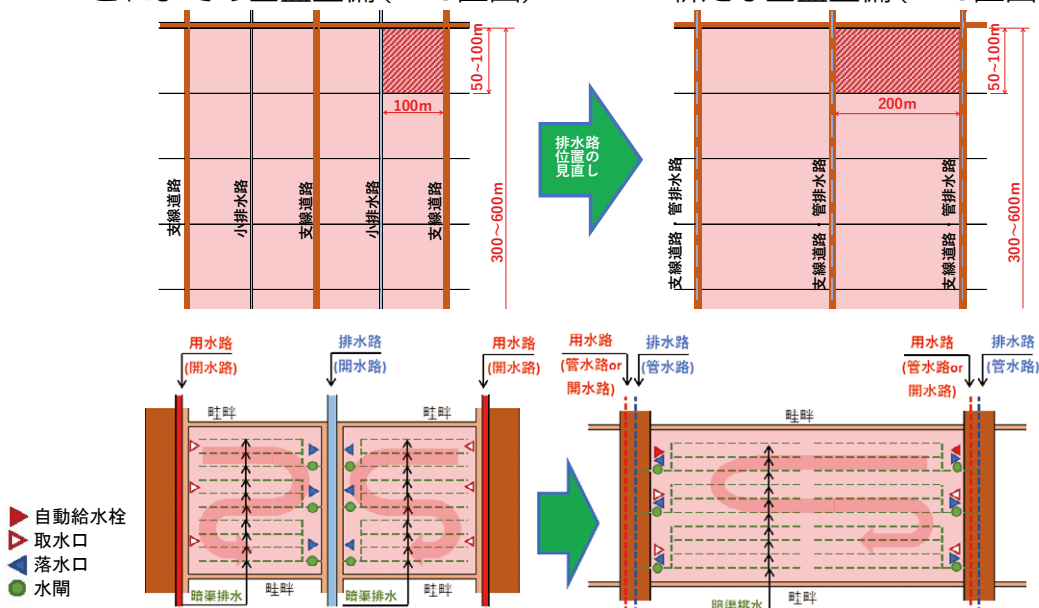
作成した手引き

○新たな基盤整備（2ha区画）の特徴

- ・草刈り等の維持管理作業を省力化するため、排水路を管路化する。
- ・水管理にかかる作業性を向上するため、両側に道路を配置し、取水口や落水口、水閘を道路側の一箇所にまとめる。
- ・ターン回数を削減し作業効率向上のため、長辺長を100mから200mに拡大する。
- ・更なる大区画化を可能にするため、隣り合った耕区を均平区とする。

これまでの基盤整備(1ha区画)

新たな基盤整備(2ha区画)



本パンフレットは農村整備課ホームページで公開しています。

★農村整備課ホームページ：<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/smart-agri.html>



スマート農業に対応した衛星測位システムの基地局

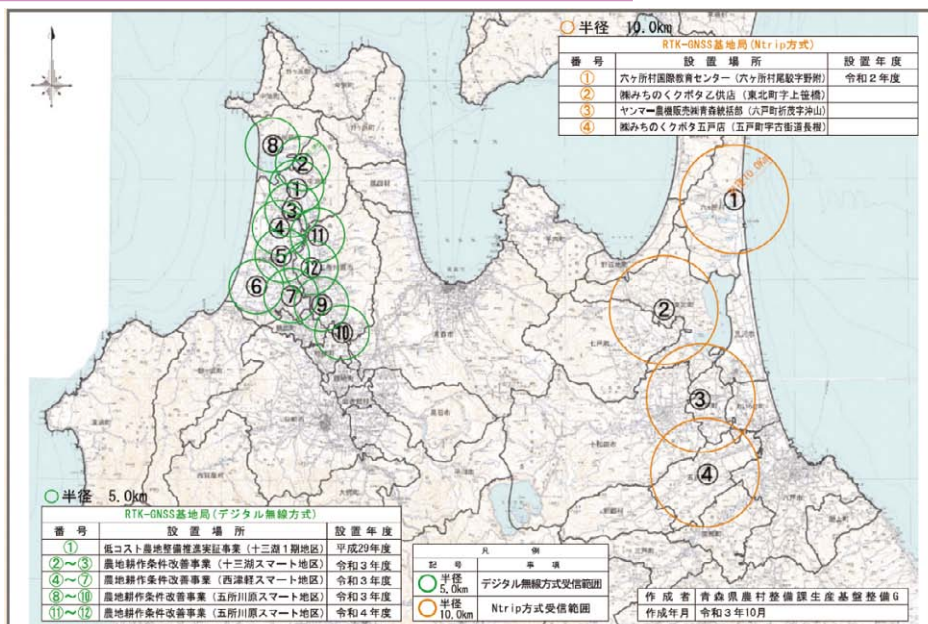
水田農業の省力化や効率化に向けて開発されている様々なスマート農業技術が、今後、本格的な実用段階を迎えることから、県では、農業機械等の能力を最大限に発揮できるほ場等の整備や先端技術のモデル実証に取り組んでいます。

具体的には、作業効率を高める大区画化のほか、数センチメートルの精度で自動走行を可能とする衛星測位システムの基地局について、つがる市、五所川原市及び中泊町の水田全域をカバーできるよう、順次、設置が行われています。

●GNSS基地局の種類

	RTK	VRS (ネットワーク型RTKの一種)
概要	RTK (Real Time Kinematic) は、地上に設置した基準局から発信する補正信号を受信してGPS測位の精度を向上させるシステムです。 デジタル簡易無線方式 固定または可搬型の基準局を個別に設置し、デジタル無線機で補正情報を送信。移動局（トラクター）側のデジタル無線機で補正信号を受信します。 Ntrip方式 個別に設置した基準局で取得した補正情報をNtripサーバを使用しインターネット経由で配信します。専用アプリをインストールしたスマートフォン等で受信します。使用可能エリアは携帯電話でインターネット接続可能なエリア内です。	ネットワーク型RTKは、VRS配信会社などのサービスプロバイダが、国土地理院が設置した電子基準点から求めた補正情報（位相差）を、通信回線（インターネット）から受信して測位を行う方式です。VRSは仮想基準点方式で補正情報を求めているので、基準局の設置は不要です。
利用可能なGNSS (衛星測位システム)	GPS衛星の他、GLONASS衛星等も利用可能です。	GPS衛星の他、GLONASS衛星等も利用可能です。
費用	基準局の設置が必要なため、初期費用（システム構築費用）の負担は大きいですが、導入後の通信費、配信費等は比較的安く抑えられます。	基準局の設置が不要なため、初期費用は低く抑えられます。VRS配信会社との契約が必要で、登録料・配信料・通信料などの費用が、年単位、月単位で必要となります。
導入	法人等で導入しているケースのほか、自治体等による基準局の設置もみられます。	比較的、個人での導入もしやすいといえます。
利用範囲	デジタル簡易無線方式：基地局を中心とする半径5kmが利用範囲です Ntrip方式：基地局を中心とする半径10kmが利用範囲です。	携帯電話の電波のエリア内が利用範囲です。

●自治体等が設置した固定基地局の設置状況



県内唯一の“つなぐ棚田遺産”「大川原棚田」での取組

(1)大川原棚田について

黒石市の大川原棚田は、令和3年4月に県内初となる指定棚田地域に指定されました。

このことを受け、大川原地区では大川原中山間地域の会（集落協定）等を構成員とする大川原地区棚田地域振興協議会を設立するとともに、指定棚田地域振興活動計画を作成し、令和3年度からは中山間地域等直接支払交付金の棚田地域振興活動加算を活用して、棚田地域の振興に向けた様々な取組を行っています。

さらに、令和4年2月には、「つなぐ棚田遺産」に選定されたことから、引き続き、取組を強化することとしています。



大川原棚田全景



つなぐ棚田遺産認定式

(2)指定棚田地域振興活動計画の主な内容

①棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減（集落協定による農地保全管理作業）
- ・生産性・付加価値の向上（化学肥料を使用していない米の栽培、ドローン導入による農薬散布）

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進（棚田米のブランド化）
- ・伝統文化の継承（大川原の火流しのPR、囃子練習会の開催）
- ・自然環境の保全・活用（猟友会と連携した食害防止対策）

③棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興（都市部の大学生を対象としたワーキングホリデー事業の実施、案内看板の設置）
- ・棚田米等を活用した6次産業化の推進（商品開発及び販路開拓）
- ・大川原地区における地域内交通の取組（タクシー運行）



ドローンによる農薬散布



タクシー運行

7

事業負担区分一覧

国事業名	県事業名	事業内容	事業主体	負担区分			摘要
				国	県	地元	
農地中間管理機構関連農地整備事業	農地中間管理機構関連農地整備事業	担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、機構が借り入れている農地について、区画整理、農用地の造成、農業用排水施設、農道、暗渠排水等の農業生産基盤整備及びこれらと密接な関連のあるものを併せて一体的に実施する事業	県	62.5	27.5	10	
農業競争力強化農地整備事業							
1 農地整備事業	経営体育成基盤整備事業	農地集積の加速化や農業経営規模の拡大に資する農地の大区画化・汎用化等の基盤整備及びこれに関連する事業	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	()は中山間等地域
2 農業基盤整備促進事業	農業基盤整備促進事業	水田の畦畔除去による区画拡大や暗渠排水の整備等の地域の実情に応じた迅速かつきめ細かな基盤整備事業	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	()は中山間等地域
水利施設等保全高度化事業							
1 水利施設整備事業							
(1) 基幹水利施設整備型	農業水利施設保全合理化事業	用排水施設整備事業（農業用排水施設の 신설、廃止又は変更（以下「農業用排水施設整備」という））を実施するもの（国・県営土地改良事業により造成された農業水利施設の変更であって、既存施設を有効活用すると認められ、施設機能の向上を主な目的としないものは除く）	県	50 ※50	25 ※29	25 ※21	※は更新事業に適用
(2) 排水対策特別型	排水対策特別事業	ア 用排水施設整備事業のうち麦・大豆・飼料作物等の転作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るために必要な排水機、排水樋門、排水路等の更新又は整備を実施するもの イ アの事業と水路の更新又は整備及び客土、暗渠排水及び区画整理で排水施設の整備と一体不可分な範囲で施工するものを一体的に実施するもの	県	50 ※50	25 ※29	25 ※21	※は更新事業に適用
(3) 基幹水利施設保全型	基幹水利施設ストックマネジメント事業	ア 国・県営土地改良事業により造成された農業用排水施設等（以下「国・県営造成施設」）に関する機能保全計画の策定（当該施設の機能診断を含む） イ 国・県営造成施設において機能保全計画等に基づく対策工事の実施 ウ 国・県営造成施設において発生した不測の事態に対する機能回復を行う緊急補修工事（現地仮復旧を含む。）の実施	県	50 ※50	25 ※29	25 ※21	※は更新事業に適用
(4) 農地集積促進型	農業水利施設保全合理化事業	ア 農業用排水施設整備を実施するもの イ アの事業と客土、暗渠排水及び区画整理並びに高度土地利用調整事業と密接な関連のあるものを併せて一体的に実施するもの ウ 国営かんがい排水事業（農地集積促進型）と併せて、中心経営体農地集積促進事業を一体的に実施するもの	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	()は中山間等地域
(5) 簡易整備型	農業水利施設保全合理化事業	ア 水管理の省力化や維持管理の低コスト化に資する簡易な農業水利施設等の整備 イ 給水栓、ゲート、分水工等の自動化等の管理省力化のための農業用排水施設の整備、並びに水管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用排水施設に附帯する施設の整備	県 市町村 改良区等	50 (55) ※50 (※55)	27.5 (27.5) ※31 (※30)	22.5 (17.5) ※19 (※15)	ガイドライン ※は更新事業に適用 ()は中山間等地域
2 畑地帯総合整備事業							
(1) 畑地帯総合整備型							
1) 担い手育成対策	畑地帯総合整備事業	ア 農業用排水施設整備、農道整備及び区画整理のうち1以上を実施するもの イ アと客土、暗渠排水、除稈、農用地造成及び農地保全並びに農業生産基盤整備附帯事業、営農環境整備事業、農業経営高度化支援事業のうちアの事業と密接な関連のあるものを併せて一体的に実施するもの	県	50	27.5	22.5	
2) 担い手支援対策	畑地帯総合整備事業	ア 農業用排水施設整備、農道整備及び区画整理のうち1以上を実施するもの イ アと客土、暗渠排水、除稈、農用地造成及び農地保全並びに農業生産基盤整備附帯事業及び営農環境整備事業のうちアの事業と密接な関連のあるものを併せて一体的に実施するもの ウ 農業用排水施設整備のうち畑地かんがいを目的とした農業用の用水施設について緊急に必要な補強工事のみを行う事業（単独設備整備） エ 次に掲げる（ア）又は（イ）のいずれかを行う事業（単独土層改良） （ア）客土、暗渠排水及び除稈、土壌改良並びにこれを補完するための農地保全、交換分合、農業集落環境管理施設整備 （イ）暗渠排水のうち暗渠の新設若しくは変更と一体的に行われる農業用排水施設整備のうち排水施設に係る事業を総合的に実施する事業 オ 営農用水施設整備のみを行う事業（単独営農用水） カ 水管理施設整備のみを行う事業（単独水管理施設）	県	50 ※45	27.5 ※未定	22.5 ※未定	※はオに適用
(2) 畑地帯総合整備中山間地域型							
1) 担い手育成対策	畑地帯総合整備事業	上記2（1）1）の事業を中山間地域等で実施するもの	県	55	27.5	17.5	
2) 担い手支援対策	畑地帯総合整備事業	上記2（1）2）の事業を中山間地域等で実施するもの	県	50 ※45	27.5 ※未定	22.5 ※未定	※はオに適用

国事業名	県事業名	事業内容	事業主体	負担区分			摘要
				国	県	地元	
中山間地域農業農村総合整備事業							
1 中山間地域総合整備事業	中山間地域総合整備事業	自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、中山間地域等において、農業生産基盤整備事業、農村振興環境整備事業を実施する事業であって次のいずれかに該当する事業 ア 農業生産基盤整備事業、農村振興環境整備事業を一体的に行うものであり、かつ、農業用排水施設整備、農道整備、ほ場整備、農用地開発、農地防災、客土、暗渠排水、農用地の改良又は保全、土地基盤の再編・整序化のうち2以上を行うもの イ 農業生産基盤整備事業を行うものであり、農業用排水施設整備、農道整備、ほ場整備、農用地開発、農地防災、客土、暗渠排水、農用地の改良又は保全、土地基盤の再編・整序化のうち2以上を行うもの	県	55 (55)	32 (33)	13 (12)	ガイドライン ()は粗放的管理区域に適用
農村地域防災減災事業							
1 防災ダム整備事業	防災ダム事業	洪水調節用のダム(余水吐その他の附帯施設を含む)の新設又は改修及び併せ行う関連整備	県	55	39	6	
2 ため池整備事業							
(1) ため池総合整備工事							
1) 地震・豪雨対策型	ため池等整備事業	耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備	県	55 50 (55)	34 34 (34)	11 16 (11)	大規模 小規模 ()は中山間地域
2) 一般整備型		築造後における自然的・社会的状況の変化等への対応又は人命、家屋、公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に、早急に整備を要するため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備、水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事	県	55	28	17	大規模
3) 長寿命化型		施設の機能保全・更新等を計画的に実施するための中長期的な計画(施設長寿命化計画等)に基づいて適切な管理が行われているため池の長寿命化を図るために必要な工事	県	50 (55)	33 (33)	17 (12)	小規模 ()は中山間地域
(2) ため池群整備工事		複数のため池を対象に行う、ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資するため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、周辺水路の整備、その他目的を達成するために必要な施設の整備					
3 用排水施設等整備事業							
(1) 湛水防除事業 (排水施設整備対策工事)	湛水防除事業	ア 既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域(原則として、過去に応急の湛水防除事業が実施された地域)で、これを防止するために行う排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水調整池、地下浸透施設、排水路、堤防等の新設又は改修(排水施設整備工事) イ 同一水系の排水河川に係る地域である等、排水施設の一元管理を必要とする地域で、主として排水施設整備工事によって造成された排水施設について、防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修(アと併せ行うものを除く。)(排水管理施設整備工事) ウ アにより整備された農業用排水施設の耐用年数が経過した以後において、その機能低下により再び湛水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために行う当該施設の変更(湛水防除施設改修工事)	県	50 (55)	37 (37)	13 (8)	()は中山間地域
(2) 用排水施設整備事業	ため池等整備事業	ア 築造後における自然・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場、水路等の変更又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設及びこれらの附帯施設の整備 イ 流域開発等による流出量の増加、流出形態の変化等他動的要因に起因する湛水被害等の発生を防止するために緊急に行う農業用排水施設の新設又は変更 ウ 風水害等によって土砂崩壊の危険が生じた箇所において農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂溜堰堤、水路等の整備(土砂崩壊防止工事)又は水田法面の保護を目的とする水抜工の設置(水抜工)及びこれに関連する整備	県	55 50 (55)	28 33 (33)	17 17 (12)	大規模 小規模 ()は中山間地域
4 農地保全整備事業	農地保全整備事業	農用地の保全と災害の未然防止を図るために行う排水施設や防風施設等の整備	県	50	32	18	
5 地域防災機能増進事業							
(1) 土地改良施設豪雨対策事業		土地改良施設の豪雨対策に必要な施設の改修	県	50 (55)	未定	未定	()は中山間地域
(2) 土地改良施設耐震対策事業		土地改良施設の耐震改修	県	55			大規模
(3) 農道防災対策工事		農道橋等の耐震化対策や災害発生防止に必要な危険箇所の整備	県	50 (55)	未定	未定	小規模 ()は中山間地域

国事業名	県事業名	事業内容	事業主体	負担区分			摘要											
				国	県	地元												
6 農業用河川工作物等応急対策事業	農業用河川工作物応急対策事業	農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等）の整備補強、撤去又は撤去に伴う整備、農業用道路横断工作物の耐震補強整備	県	55	37	8	大規模											
				①50 (55) ②50 (55)	①42 (42) ②32 (32)	①8 (3) ②18 (13)	小規模① 小規模② ()は中山間地域											
7 特定農業用管水路等特別対策事業	特定農業用管水路等特別対策事業	ア 石綿等が使用されている農業用管水路の撤去（当該石綿等の劣化又は飛散の防止措置を含む）及びこれと一体的に行う農業用排水水路の変更 イ アの農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更 ウ 石綿等が使用されている土地改良施設（農業用管水路を除く）において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更	県	50 (55)	35 (35)	15 (10)	ガイドライン ()は中山間地域											
8 水質保全対策事業	水質保全対策事業	水質汚濁等に起因する障害を除去するための農業用排水施設、水質保全施設等の新設、廃止、変更	県	50 (55)	未定		()は中山間地域											
9 地すべり対策事業	地すべり対策事業	地すべり防止施設の新設又は改良その他地すべりを防止するための工事、地すべり防止施設に係る施設長寿命化計画に基づいた対策を実施するための工事	県	50	50	-												
10 防災重点農業用ため池緊急整備事業	(1)ため池総合整備工事																	
								1) 地震・豪雨対策型	ため池等整備事業	防災重点農業用ため池を対象に、上記2 (1) 1) の事業を実施するもの	県	55	34	11	大規模			
										2) 一般整備型						防災重点農業用ため池を対象に、上記2 (1) 2) の事業を実施するもの	50 (55)	34 (34)
								(2)ため池群整備工事		複数の防災重点農業用ため池を対象に、上記2 (2) の事業を実施するもの								
農地耕作条件改善事業																		
1 地域内農地集積型	経営体育成基盤整備事業	畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細やかな耕作条件の改善を機動的に実施	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	()は中山間地域											
								2 高収益作物転換型	農地耕作条件改善事業	基盤整備を機動的に進めるとともに、輪作体系の検討や導入1年目の種子・肥料への支援など、高収益作物への転換に向けた計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせる実施								
										3 スマート農業導入推進型	基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等のスマート農業の導入を実施							
農業水路等長寿命化・防災減災事業																		
1 長寿命化対策	農業水路等長寿命化・防災減災事業 広域農業用水適正管理対策事業	機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新、分水ゲートの自動化、パイプライン化、水管理のICT化、自動給水栓の導入などによる水管理・維持管理の省力化、ハード対策を行うための、機能診断・機能保全計画の策定等	県 市町村等	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	()は中山間地域											
				※50 (※55)	※31 (※30)	※19 (※15)	※は更新事業に適用											
2 防災減災対策	ため池等整備事業 農村災害対策整備事業 集落基盤整備事業	災害の未然防止に必要な施設整備、リスク管理のための観測機器の設置、ため池の統廃合等、防災減災に資する対策、ハード対策を行うための、耐震性点検・調査等	県 市町村等	50 (55)	29~35 (29~35)	15~21 (10~16)												
農村整備事業																		
1 農業集落排水施設整備事業	団体営農業集落排水事業	農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等の整備等	県 市町村等	50 (55)	未定	未定	()は中山間地域											
								2 農道・集落道整備事業	通作条件整備事業	農業生産性の向上と農産物流通の合理化を図るための農道又は農道等を補充し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する集落道の整備等								
										3 計画策定等事業	農村整備事業の実施に必要な地域の諸条件等の調査及び技術的検討による整備方針の策定、農村インフラ施設の機能保全計画の策定							
農山漁村地域整備交付金																		
1 農業農村整備基盤整備事業																		
								(1) 農地整備										
														1) 通作条件整備				

国事業名	県事業名	事業内容	事業主体	負担区分			摘要	
				国	県	地元		
② 一般農道整備	通作条件整備事業	ア 一般型 幹線から末端耕作道までの農道網の整備 イ 樹園地等型 経営の近代化・省力化を図ろうとする樹園地を主体とした農用地、近代化・省力化を図り、かつ、水田利用の再編成の推進を図ろうとする野菜生産出荷安定法に基づき指定された野菜指定産地における畑地を主体とした農用地、田畑輪換を行う水田地帯の農用地における農道の整備 ウ 農業集落間型 農業の生産条件が不利な地域において、農業集落を結び農道の整備 エ 保全対策型 既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策のほか、緊急対策を実施	県	50 [50]	25 [50]	25 [0]	[]は山村、過疎、半島(一般型のみ)	
(2) 水利施設整備								
1) 広域農業用水適正管理対策事業	広域農業用水適正管理対策事業	国営土地改良事業の施行に伴い用途廃止すべき頭首工、水門等の農業水利施設のうち、当該事業の完了後においても残存し、農業用水管理又は河川管理上支障となっている施設の撤去を行う事業	従前の国営土地改良事業と同率					
2) 地域用水環境整備事業	農業水利施設魚道整備促進事業	農村地域における生活空間の質的向上等を図るため、水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全又は地域用水機能の維持増進に資する施設の整備等を行う事業(地域用水環境整備事業(親水・景観保全施設整備、生態系保全施設整備、地域防災施設整備、渇水対策施設整備、利用保全整備、地域用水機能増進施設整備、小水力発電整備)、歴史的施設保全事業)	県	50	50	-		
(3) 農村整備								
1) 農村集落基盤再編・整備事業								
① 集落基盤再編型	集落基盤整備事業	農業集落の周辺の地域における農業生産性の向上を図るため、農村集落基盤再編・整備事業計画に基づき、農業生産基盤及び農村生活環境の整備・再編を実施	県	50	25	25		
② 中山間地域総合整備型	中山間地域総合整備事業	農業生産条件等が不利な中山間地域において、農村集落基盤再編・整備事業計画に基づき、農業生産基盤及び農村生活環境等の整備・再編を実施する事業(集落型事業、広域連携型事業)	県	55 55	30 27.5	15 17.5	下物 上物	
2) 農業集落排水事業	団体営農業集落排水事業 低コスト型農業集落排水施設更新支援事業	ア 汚水、雨水を処理する施設又は汚泥、処理水、雨水の循環利用を目的とした施設及びこれらに付帯する施設(農業集落排水施設等)の整備又は改築 イ アの事業の施行に必要な調査及び計画の策定 ウ 農業集落排水施設等の劣化状況等を調べる機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法を定めた構想計画(最適整備構想)の策定	市町村改良区等	50	-	50	農業集落排水促進事業(県単) ^{※1} による補助あり	
			市町村	定額	-	-	機能診断に係る交付金は、一施設当たり200万円、最適整備構想の策定に係る交付金は一構想あたり800万円をそれぞれ上限とする。	
2 海岸保全施設整備事業								
1) 海岸保全施設整備事業	海岸保全施設整備事業	沿岸域の農地とそこで展開される農業生産活動を守り、食料の安定供給の確保と安全な農村地域の形成を図るため、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護することを目的とした海岸保全施設の整備等を行う事業	県	50	50	-		
3 効果促進事業								
		農山漁村地域整備計画の目標を達成するため、基幹事業と一体となって事業効果を高めるために必要なもの	県市町村等	基幹事業の負担割合に準じる(ただし、基幹事業の国負担割合が55%の場合、5%分は地元が負担する)			事業費の限度額は、全体事業費の20/100	
地方創生推進交付金(道整備交付金)	広域営農団地農道整備事業 通作条件整備	広域営農団地における農道網の基幹となる農道の整備並びにこれと併せ行う用地整備、駐車場整備、ライフライン収容施設整備及び生態系保全施設整備	県	50	36	14		
基幹水利施設管理事業	基幹水利施設管理事業	国営土地改良事業によって造成された一定規模以上の施設であって、公共・公益性に鑑み地方公共団体が管理している施設について、国が維持管理に係る経費の一部を助成し、施設機能の適正な発揮を確保するもの	県	30 (40) ※1/3	40 (40) 未定	30 (20) 未定	()は特別型で実施の場合。 ※治水協定を締結した農業用ダムの場合	
国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)	基幹施設管理体制整備事業	国営造成施設又はこれと一体不可分な国営造成付帯県営造成施設を管理し、計画策定、推進、支援事業を実施(土地改良区含む)	県	計画・推進 50 支援 50	25 25	(市町村) 25 (市町村) 25		

国事業名	県事業名	事業内容	事業主体	負担区分			摘要
				国	県	地元	
水利施設管理強化事業	基幹施設管理体制整備事業	ア 一般型 水利施設管理強化計画（以下「管理強化計画」という。）に基づき、国営造成施設（共同事業により造成した施設を含む。）及びこれと一体不可分な国営附帯都道府県営造成施設を管理する土地改良区又は土地改良区連合（以下「土地改良区等」という。）に対する管理経費の支援 イ 特別型 農業用ダム（一般型の対象となるものを除く。）の「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づく治水協定の締結及び治水協定に基づき実施する取組に対する支援	県	50	25	25	
土地改良施設維持管理適正化事業	維持管理適正化事業	土地改良施設管理者の農業水利施設に対する管理意識の昂揚を図りつつ、施設の機能の保持と耐用年数を確保するための適期的な整備補修、設備改善を実施	市町村 改良区等	30	30	40	
災害復旧事業 ^{*2}							
1 県営災害復旧事業							
	(1) 農地・農業用施設災害復旧事業	24時間雨量80mm以上の降雨及び洪水、地震等の異常な天然現象によって生じた災害で、県が管理する土地改良施設又は災害復旧に高度な技術を必要とするもの	県	農地50 施設65	未定	未定	
	(2) 海岸保全施設等災害復旧事業	暴風等による異常な高潮・波浪・津波により発生した災害で、1ヶ所の工事費が120万円以上のもの	県	2/3	1/3	－	
	(3) 地すべり防止施設災害復旧事業	地すべり発生区域のうち、地すべりにより発生した地すべり防止施設の災害で1ヶ所の工事費が120万円以上のもの	県	2/3	1/3	－	
2 団体営災害復旧事業							
	(1) 農地・農業用施設災害復旧事業	24時間雨量80mm以上の降雨及び洪水、地震等の異常な天然現象によって生じた災害で、農地・農業用施設1ヶ所の工事費40万円以上のもの	市町村 改良区等	農地 50 施設 65	－	50 35	
災害関連事業							
		原形復旧のみでは再災害を被るおそれのある場合、災害復旧事業と合わせ行う事業（原則として本災害を超えないもの）	県 市町村 改良区等	施設 50 施設 50	未定 －	未定 50	
土地改良施設突発事故復旧事業							
		突発的な事故により機能の低下又は喪失が生じた場合に機能回復を行うもの	県	50 (55)	32	18 (13)	ガイドライン ()は中山間等地域
国営かんがい排水事業							
		受益面積が3,000ha（畑に係るものは1,000ha）以上であり、かつ、末端支配面積が500ha（畑に係るものは100ha、畑地におけるファームポンド等は20ha）以上の農業用排水施設の整備	国	2/3	17.0	16.33	ガイドライン (一般型)

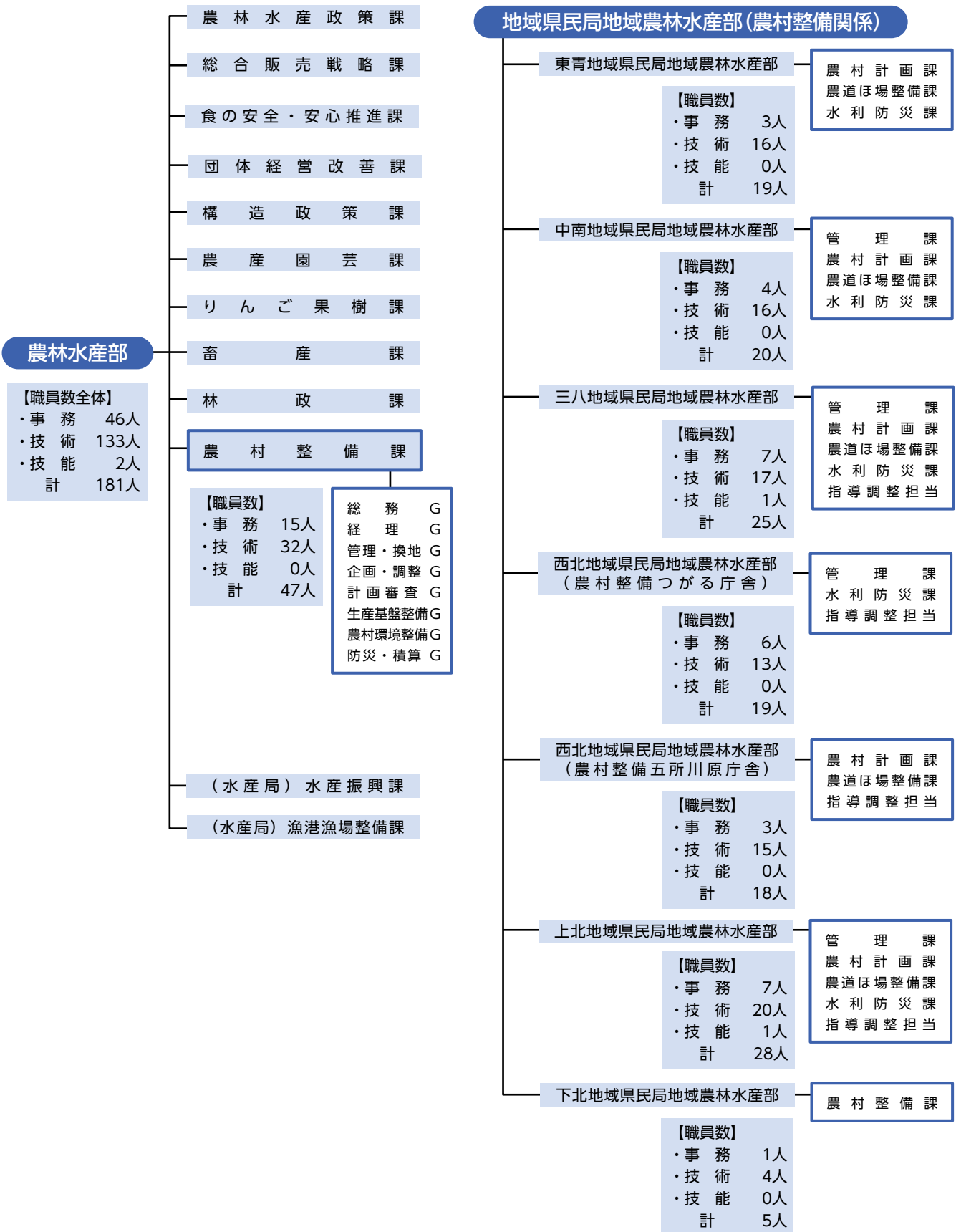
*1 年度事業費の2.5%（H26以降採択地区）を下水道事業債の元利償還等に要する経費に対して補助

*2 災害復旧事業の割合は、基本的な割合であり、増高申請や激甚災害の指定等により、変更となる

注）本一覧は、補助事業等の一部について掲載している

8

組織図



関係機関一覧



東北農政局

- ① 津軽土地改良建設事務所
〒036-0357 黒石市追子野木3-145-1
TEL 0172-40-4360 FAX 0172-40-4450
- ② 北奥羽土地改良調査管理事務所
〒036-8214 弘前市大字新寺町149-2
TEL 0172-32-8457 FAX 0172-35-3490
- ③ 津軽北部二期農業水利事業建設所
〒037-0305 北津軽郡中泊町大字中里字亀山225-1
TEL 0173-69-1010 FAX 0173-69-1030
- ④ 十三湖農地防災事業建設所
〒037-0004 五所川原市大字唐笠柳字藤巻507-10
TEL 0173-38-3431 FAX 0173-38-3443

県地域県民局

- ① 東青地域県民局地域農林水産部(農村整備)
〒030-0861 青森市長島2-10-3
青森フコク生命ビル7階
TEL 017-734-9991 FAX 017-734-8312
- ② 中南地域県民局地域農林水産部(農村整備)
〒036-8345 弘前市大字蔵主町4
TEL 0172-33-6054 FAX 0172-32-4234
- ③ 三八地域県民局地域農林水産部(農村整備)
〒039-1101 八戸市大字尻内町字八百刈20-3
TEL 0178-27-1211 FAX 0178-27-1286
- ④ 西北地域県民局地域農林水産部(農村整備つがる庁舎)
〒038-3137 つがる市木造若宮9-1
TEL 0173-42-4343 FAX 0173-42-6294
- ⑤ 西北地域県民局地域農林水産部(農村整備五所川原庁舎)
〒037-0003 五所川原市大字吹畑字藤巻24-12
TEL 0173-35-7171 FAX 0173-35-7173
- ⑥ 上北地域県民局地域農林水産部(農村整備)
〒034-0082 十和田市西二番町10-21
TEL 0176-23-5245 FAX 0176-22-3929
- ⑦ 下北地域県民局地域農林水産部(農村整備)
〒035-0073 むつ市中央1-1-8
TEL 0175-22-3225 FAX 0175-22-3212



地域づくりの新しいかたち

環境公共

環境に貢献する農林水産公共事業



青森県農林水産部農村整備課

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号
TEL 017-722-1111(代表)(内線4879)
017-734-9545(直通)
FAX 017-734-8149
(問い合わせ先:企画・調整グループ)



[【農村整備課ホームページ】](#)

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/noson/nseibi.html>